



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 H が県の休 H に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例（総務私学課）	8
○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）	22
○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	28
○ 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	30
○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	31
○ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	82
○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	83
○ 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（行政管理課）	84
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	85
○ 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）	114
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（科学技術振興課）	114
○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	115
○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	119
○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（こども家庭課）	124
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課）	134
○ 沖縄県空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空手振興課）	135
○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（都市公園課）	136
○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	138
○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	140
○ 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	141
○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局管理課）	144
○ 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	146
○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	147
○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育支援課）	148
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	148
○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	149
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	149

- (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
 - (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
 - (3) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）
 - (4) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）
- 2 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第16号）

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 最低基準の目的について定めることとした。（第2条）
- 3 用語の定義について定めることとした。（第3条）
- 4 一時保護施設の設備及び運営の基準について定めることとした。（第4条から第36条まで）
- 5 規則への委任について定めることとした。（第37条）
- 6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加えることとした。（第5条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第6条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 沖縄空手会館の利用料金の基準額を改めることとした。（別表第1から別表第3まで関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 県内に住所を有する者が1年間を通して首里城地区内施設に入場しようとする場合の入場料の限度額について定めることとした。（第11条関係）
- 2 入場料の限度額を改めることとした。（別表第2及び別表第3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第11条、別表第2及び別表第3関係）
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 各処理区における1日当たりの最大処理能力の値を改めることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 一級建築士事務所登録手数料及び二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料の額を改めることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 免許申請手数料及び免許更新申請手数料の額を改めることとした。（第2条及び第3条関係）
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（第6条関係）
- 2 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることとした。（第7条関係）
- 3 半身も任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備することとした。（第8条の2関係）

につき 240円 に、「1,600円」を「2,400円」に、「410円」を「610円」に、「4

30円」を「640円」に、「180円」を「270円」に、

シャワー ルーム	1 回につき	100円
-------------	--------	------

を

シャワー ルーム	1 回につき	150円
-------------	--------	------

に

改め、同項第2号の表中「1,720円」を「2,580円」に、「3,440円」を「5,160円」に、「470円」を「700円」に、「820円」を「1,230円」に、「1,650円」を「2,470円」に、「230円」を「340円」に、「33,000円」を「49,500円」に、「49,500円」を「74,250円」に改める。

別表第2中「430円」を「640円」に、「9,920円」を「14,880円」に改める。

別表第3中「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「210円」を「310円」に、「170円」を「250円」に、「310円」を「460円」に、「250円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、県内に住所を有する者が1年間を通して別表第3に定める施設（首里城地区内施設に限る。）に入場しようとする場合の当該者の入場料は、同表に定める首里城地区内施設の区分に応じ、当該区分に定める入場料の100分の75に相当する額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

別表第2中

区分		入場料（1人につき）		を
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	830円	670円	に
	高校生	630円	490円	
	中学生及び小学生	310円	250円	

施設	区分	入場料（1人につき）		に
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	1,200円	960円	に
	高校生	910円	730円	
	中学生及び小学生	450円	360円	

改める。

別表第3中

区分	入場料（1人につき）

首里城地区内施設	一般	1,660円
	高校生	1,260円
	中学生及び小学生	620円

を

に

施設	区分	入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	2,400円
	高校生	1,820円
	中学生及び小学生	900円

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「211,000」を「203,000」に、「168,000」を「151,000」に、「64,000」を「67,200」に、「41,600」を「47,200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。